参考資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

新	旧
第１条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 （期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　略	**第１条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正** （期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　略
第２条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 （期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　略	**第２条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正** （期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　略
第３条　白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正	**第３条　白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正**

（期末手当）

第６条　略

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴～⑷　略

第４条　白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

（期末手当）

第６条　略

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴～⑷　略

第５条　白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

（期末手当）

第６条　略

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３７．５を

（期末手当）

第６条　略

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴～⑷　略

第４条　白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

（期末手当）

第６条　略

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴～⑷　略

第５条　白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

（期末手当）

第６条　略

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３２．５を

乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略	乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略
第６条　白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 （期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略	**第６条　白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正** （期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略